

平成17年9月30日

各 位

会社名 日本ハム株式会社
代表者名 取締役社長 藤井良清
(コード番号 2282 東証・大証第一部)
問合せ先 広報部長 西原耕一
TEL 06-6282-3031

子会社への転籍募集及び繰延税金資産取り崩し並びに
「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に関するお知らせ

当社は、下記の通り、本日の取締役会において、子会社への転籍募集及び繰延税金資産取り崩しを決定し、また、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用により特別損失が発生いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 子会社への転籍募集

当社より当社の連結子会社に出向しております従業員に対する転籍者募集の実施を決定いたしました。

(1) 内 容

①転籍募集対象者数及び転籍先

転籍募集対象者数：約440名

転 籍 予 定 先：

日本ハム北部直販株式会社、日本ハム東部直販株式会社、日本ハム中部直販株式会社、
日本ハム近畿直販株式会社、日本ハム西部直販株式会社、他6社

②転籍予定日

平成17年11月中

③特別退職金

当社規定に基づく退職金に加えて特別加算金を支給予定。(特別加算金は、連結・単体とも平成17年9月中間期の特別損失に計上いたします。)

なお、当該特別加算金は、対象者全員が転籍した場合、最大で80億円程度となります。

(2) 理 由

人材の有効活用とグループ企業の体質強化及びコスト競争力向上のため

2. 子会社株式に対する過去の減損処理に係る繰延税金資産の取り崩し

過去に累積損失を計上した子会社の業績が回復し、財政状態が改善されたため、当社単体決算における当該会社株式に対する減損処理に伴う繰延税金資産の見直しを行い、当該繰延税金資産2,368百万円を取り崩すものであります。これにより、平成17年9月中間期において当社単体決算の税金費用が同額増加いたします。

3. 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用

平成17年9月中間期単体決算から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用いたします。

これに伴い、当社が所有している一部の賃貸用資産及び遊休土地等について減損処理を行い、平成17年9月中間期の単体決算に4,138百万円の特別損失を計上します。

なお、連結決算につきましては、米国会計基準に基づき、従来より固定資産に対する減損処理を行っております。

4. 今後の見通し及び業績に与える影響

現段階では子会社への転籍人数が確定しておりませんので、最終の影響額は未定です。その他の修正要因を含め、影響額が確定次第、改めてご報告いたします。

なお、上記3. 固定資産の減損損失につきましては、平成17年5月20日に公表しました当期の業績予想に織り込み済みです。

以 上